

市第 5 号議案

横浜市市税条例の一部改正

税目	主な改正項目	改正案の内容																																											
個人市税	<p>1 公的年金からの特別徴収制度の創設に伴う規定の新設</p> <p style="margin-left: 20px;">(市税条例 第 33 条の 5 の 2 第 33 条の 5 の 3 第 33 条の 5 の 4 第 33 条の 5 の 5 第 33 条の 5 の 6 第 33 条の 5 の 7)</p>	<p>公的年金からの特別徴収制度の創設に伴い、対象者、特別徴収義務者等に関する規定を新設</p> <p>【主な規定内容】</p> <p>①対象者 65 歳以上の公的年金等の受給者 対象外 (介護保険料の特別徴収と同様) ・ 老齢基礎年金額が 18 万円未満の方 ・ 特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える方 等</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">市民税が非課税となる年金収入金額(65 歳以上) 単身 155 万円(月額約 12 万 9 千円)以下 夫婦 2 人 211 万円(月額約 17 万 5 千円)以下</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">横浜市における対象見込者数 約 19 万人 横浜市の年金受給者総数 (約 68 万人) の約 3 割</p> <p>特別徴収義務者 社会保険庁等</p> <p>③特別徴収の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="6">特別徴収</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前年度特別徴収税額による仮徴収</th> <th colspan="3">当年度税額による本徴収</th> </tr> <tr> <th>4 月</th> <th>6 月</th> <th>8 月</th> <th>10 月</th> <th>12 月</th> <th>2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 額</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例) (年 30,300 円) (5,000 円) (5,000 円) (5,000 円) (5,100 円) (5,100 円) (5,100 円)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">前年の 10 月から当年の 3 月までの半年間に徴収した額の 1/3 ずつ徴収</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;">年税額から仮徴収した額を差し引いた額の 1/3 ずつ徴収</div> </div> <p style="text-align: center;">特別徴収を開始する年度の扱い</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">普通徴収</th> <th colspan="3">特別徴収</th> </tr> <tr> <th>6 月</th> <th>8 月</th> <th>10 月</th> <th>12 月</th> <th>2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 額</td> <td>年税額の 1 / 4</td> <td>年税額の 1 / 4</td> <td>年税額の 1 / 6</td> <td>年税額の 1 / 6</td> <td>年税額の 1 / 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例) (年 30,000 円) (7,500 円) (7,500 円) (5,000 円) (5,000 円) (5,000 円)</p> <p>【参考】納税方法の変化</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>現 状 <普通徴収> 年 4 回、納税者が銀行・区役所等の窓口又は口座振替により納税</p> <pre> graph LR A[社会保険庁等 (年金保険者)] -- 年金 --> B[年金受給者] B -- 住民税 --> C[銀行 区役所等 窓口] </pre> <p>特別徴収制度導入後</p> <pre> graph LR A[社会保険庁等 (年金保険者)] -- 特別徴収後の年金 --> B[年金受給者] A -- 住民税 --> C[区役所] B --- D[納税者側のメリット 納税に出向く必要がない] C --- E[市側のメリット 徴収事務の効率化] </pre> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">年金保険者が年金から住民税を徴収し、区役所へ直接納入</p> </div> <p>【適用】 平成 21 年 10 月支給分から</p>		特別徴収						前年度特別徴収税額による仮徴収			当年度税額による本徴収			4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	税 額	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3		普通徴収		特別徴収			6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	税 額	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6
		特別徴収																																											
前年度特別徴収税額による仮徴収				当年度税額による本徴収																																									
4 月		6 月	8 月	10 月	12 月	2 月																																							
税 額	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3																																							
	普通徴収		特別徴収																																										
	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月																																								
税 額	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6																																								

税目	主な改正項目	改正案の内容																																					
個人市民税	2 証券税制の見直しに伴う規定の整備 (市税条例附則 第10条の2 第13条の2 旧市税条例附則 第13条の2の2 改正市税条例附則 第5項 第6項)	<p>証券税制の見直しに伴い、上場株式等に係る譲渡益及び配当に関する規定を整備</p> <p>【主な規定内容】</p> <p>(譲渡益関係) 現行の上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の適用 平成20年12月31日までの間に行われる譲渡をもって廃止 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の譲渡益の500万円以下の部分 現行の軽減税率を適用</p> <p>(配当関係) 上場株式等に係る配当 申告分離課税の規定を新設し、総合課税との選択制を導入 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の配当について、申告分離課税を選択した場合の配当の100万円以下の部分 現行の軽減税率を適用</p> <p>【参考】 地方税法等における上場株式等の譲渡益・配当に係る課税制度の改正概要</p> <p>1 譲渡益・配当に係る軽減税率を平成20年末をもって廃止</p> <table border="1" data-bbox="523 936 890 1142"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">軽減税率(%)</th> </tr> <tr> <th>譲渡益</th> <th>配当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>-(1.8)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>3(1.2)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は申告分離課税の税率 市民税が一の部分は県民税として徴収のうえ、県税交付金として市に交付</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <table border="1" data-bbox="1072 936 1455 1142"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">税率(%)</th> </tr> <tr> <th>譲渡益</th> <th>配当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>-(3)</td> <td>-(3)</td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>5(2)</td> <td>5(2)</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は申告分離課税の税率 市民税が一の部分は県民税として徴収のうえ、県税交付金として市に交付</p> <p>2 平成21、22年分の譲渡益・配当に対する特例措置</p> <table border="1" data-bbox="529 1339 858 1415"> <tr> <td>500万円以下の譲渡益</td> <td rowspan="2">} 現行の軽減税率を適用</td> </tr> <tr> <td>100万円以下の配当</td> </tr> </table> <p>3 配当の申告分離課税制度を創設 譲渡損失との損益通算が可能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="485 1505 1072 2056" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>改正前</p> <p>(証券会社 特定口座) [投資家]</p> <p>配当 → 源泉徴収 → 申告不要 / 選択 / 確定申告 (総合課税)</p> <p>譲渡益(損失) → 源泉徴収 → 申告不要 / 選択 / 確定申告 (分離課税)</p> </div> <div data-bbox="1203 1505 1487 2056" style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>改正後</p> <p>配当所得から譲渡損失の差し引き(損益通算)が可能になる</p> <p>↓</p> <p>配当の選択肢に分離課税を追加</p> </div> </div> <p>【適用】 平成21年中の所得に対する課税分から</p>		軽減税率(%)		譲渡益	配当	市民税	-(1.8)	-	県民税	3(1.2)	3	所得税	7	7	合計	10	10		税率(%)		譲渡益	配当	市民税	-(3)	-(3)	県民税	5(2)	5(2)	所得税	15	15	合計	20	20	500万円以下の譲渡益	} 現行の軽減税率を適用	100万円以下の配当
		軽減税率(%)																																					
譲渡益		配当																																					
市民税	-(1.8)	-																																					
県民税	3(1.2)	3																																					
所得税	7	7																																					
合計	10	10																																					
	税率(%)																																						
	譲渡益	配当																																					
市民税	-(3)	-(3)																																					
県民税	5(2)	5(2)																																					
所得税	15	15																																					
合計	20	20																																					
500万円以下の譲渡益	} 現行の軽減税率を適用																																						
100万円以下の配当																																							

税目	主な改正項目	改正案の内容
固定資産税	<p>3 熱損失防止改修住宅に係る減額措置創設に伴う規定の新設</p> <p>〔市税条例附則 第13条の6〕</p>	<p>熱損失防止改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税減額措置の創設に伴い、その減額を受ける場合に、次のとおり申告を行うこととする規定を新設</p> <p>納税義務者の住民票の写し、改修工事証明書等を添付 改修工事完了後3か月以内に区役所へ申告</p> <p>【参考】地方税法における熱損失防止改修工事をした場合の減額措置の概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">平成20年1月1日に存する住宅（賃貸住宅を除く）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> 費用が30万円以上の次の改修工事を行った場合 </div> <p>① 窓の断熱改修工事(必ず含むこと) ② 床の断熱改修工事 ③ 天井の断熱改修工事 ④ 壁の断熱改修工事</p> <p>※ ①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合するものになること 【平成20年4月1日～平成22年3月31日までの工事】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> 翌年度の家屋に対する固定資産税(120㎡相当分まで)の1/3を減額 </div> <p>【適用】平成21年度分から</p>
	固定資産税・都市計画税	<p>4 長期優良住宅に係る減額措置創設に伴う規定の新設</p> <p>〔市税条例附則 第13条の3の2 第13条の3の3〕</p>

その他条文の整備を行います。